

令和8年度

岡崎市不妊治療費補助金を申請されるかたへ

不妊治療への経済的負担の軽減を目的に、健康保険適用の生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療に要する費用の一部を補助する制度です。

申請を御検討されているかたは、必ず岡崎市ホームページをご確認ください。



岡崎市ホームページ

補助対象となる費用

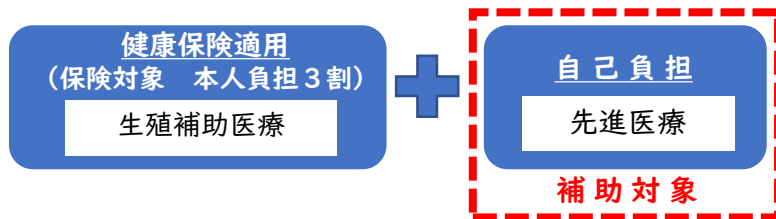
以下のすべての条件に当てはまる費用

健康保険適用の生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療に要した費用

先進医療の実施が令和8年4月1日以降のもの

（治療開始が令和8年3月以前であっても、令和8年4月1日以降に実施した先進医療は補助対象）

※自由診療の生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療は対象外。



実施医療機関

先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている又厚生労働省から承認を受けている保険医療機関が対象です。先進医療を実施している医療機関については、厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」でご確認ください。



厚生労働省
「先進医療を実施している医療機関の一覧」

補助対象者

以下のすべてに当てはまるかた

夫婦（法律上の婚姻手続きを行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む）

申請日において、夫婦の両方またはいずれかのかたが岡崎市に住民票を有する

申請する先進医療を、健康保険適用の生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して受けた

申請する一連の治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満

申請する先進医療について、岡崎市以外の自治体から同様の補助を受けていない



申請期日

一連の治療が終了した日から6か月以内

※ただし、4月1日～5月31日までに一連の治療が終了した場合は申請開始

となる6月1日から6か月以内

(例①) 令和8年6月10日に終了した場合、令和8年12月9日まで

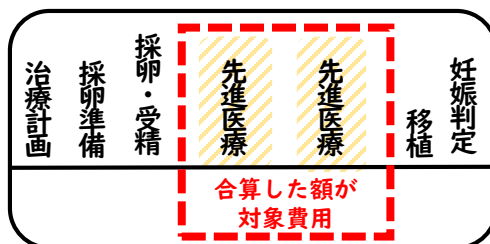
(例②) 令和8年4月10日に終了した場合、令和8年11月30日まで

補助額

対象費用の10分の7に相当する額と5万円（上限額）のいずれか少ない方（1,000円未満切り捨て）

※一連の治療の中で2つ以上先進医療を実施した場合、先進医療に要した費用の合計金額が対象費用となります。

(例) 一連の治療で2つ以上の先進医療を実施した場合



申請方法

いずれかの方法で申請してください。

① 電子申請による申請



あいち電子申請・届出システムから申請できます。
こちらのQRコードを読み取り、必要事項を入力して申請してください。
申請前に書類の準備が必要です。
詳しくは、市ホームページをご確認ください。

② 窓口での申請

必要書類をそろえ、右記の窓口で直接申請してください。

岡崎市保健所総合受付（岡崎げんき館2階）

岡崎市若宮町2丁目1-1

月曜日から金曜日 9時から16時まで（祝日・年末年始を除く）

申請と交付の流れ

① 申請に必要な書類を準備する。

電子申請の場合は申請書類の写真を撮る、スキャンする等アップロードの準備をする。

② 申請期限までに、電子又は岡崎市保健所総合受付で申請する。

③ 交付の可否及び補助金額を市が審査し、決定通知（交付又は不交付）が送付される。

※審査の結果により、不交付となる又は申請額と補助額が異なる場合があります。

④ 交付決定となった申請者の指定口座に補助金が振込まれる。

※申請日から振込みまでに2～3か月程度かかることがありますので、あらかじめご了承ください。

提出（添付）書類等



提出（添付）書類は、申請者によって異なります。

必ず岡崎市ホームページを御確認の上、書類を御準備ください。

| 提出（添付）書類等 | 詳細・注意事項 | 必要なかた |
|--|---|---|
| ①様式第1号 「岡崎市不妊治療費補助金 交付申請書兼実績報告書」 | <p>【窓口申請の場合】 市ホームページからダウンロードし、記載してください。</p> <p>【電子申請の場合】 様式第1号に該当する事項を入力いただくため、提出（添付）は不要です。</p> | <p>窓口で申請するかた</p>  <p>岡崎市ホームページ</p> |
| ② 様式第2号 「岡崎市不妊治療費補助金 交付事業受診等証明書」 | 一連の治療を受けた医療機関で記載してもらってください。 | 全員 |
| ③不妊治療（先進医療）を受けた医療機関が発行する領収書 | 一連の治療の中で実施した先進医療にかかる領収書を提出（添付）してください。 | 全員 |
| ④夫婦であることを証明できる書類 | <p>岡崎市に住民票があり、公簿での確認が可能な場合は、提出（添付）不要です。</p> <p>【夫婦が同世帯でないかた】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本※¹ <p>【事実婚のかた】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本※¹ ・様式第3号「事実婚関係に関する申立書」（市ホームページからダウンロードし、記載してください。） ・住民票の写し※¹※² <p>（公簿で事実婚関係が確認できるかたは不要です。）</p> | 夫婦が同世帯でないかた・事実婚のかた |
| ⑤住所地を証明する書類 | <p>岡崎市に住民票があり、公簿での確認が可能な場合は、提出（添付）不要です。</p> <p>【夫婦のどちらかが市外にお住いのかた】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し※¹※² | 夫婦のどちらかが市外にお住いのかた |
| ⑥申請者名義の口座振り込み先の金融機関、口座番号が確認できるもの | 通帳のコピー・キャッシュカードのコピー | 全員 |

・夫婦とも外国籍のかたは、住民票で夫婦であること（事実婚の場合は重婚でないこと）が確認できない場合は戸籍謄本に代わる書類として婚姻証明書など大使館等が証明する公的書類※¹を提出してください。

※¹ 住民票の写し・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）・婚姻証明書等の公的書類は発行から**3か月以内**のものを提出してください。

※² 住民票の写しは、**世帯全員の氏名、続柄の記載あり、マイナンバーの記載なし**のものを提出してください。

よくある質問

Q1 自分の補助金額がいくらになるか分かりません。

A1 保険診療で実施した生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療に要した費用の合計に、10分の7を乗じた額（1,000円未満切り捨て）もしくは5万円（上限額）のいずれか低い方の金額が補助金額です。

先進医療に要した費用の合計は、医療機関が記載した「岡崎市不妊治療費補助金交付事業受診等証明書」（様式第2号）をご確認ください。

（例①）先進医療の費用の合計が51,000円だった場合

$51,000円 \times 7/10 = 35,700円$ → **補助額 35,000円**（1,000円未満切り捨てのため）

（例②）先進医療の費用の合計が130,000円だった場合

$130,000円 \times 7/10 = 91,000円$ → **補助額 50,000円**（上限5万円のため）

Q2 補助対象となる先進医療は何ですか？

A2 厚生労働省が先進医療として告示した治療・技術が補助対象です。先進医療・実施医療機関は更新される場合がありますので、厚生労働省ホームページで最新の先進医療・実施医療機関をご確認ください。



厚生労働省
「先進医療を実施している医療機関の一覧」

Q3 保険診療で行われた生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）は、補助対象ですか？

A3 生殖補助医療は、補助対象になりません。

Q4 様式第1号の「申請者」には夫婦のどちらを記載したらいいですか？

A4 岡崎市に住民票を有するかたであれば、ご夫婦のどちらが申請者であってもかまいません。ただし、補助金の振込先口座の名義人と申請者は同一にしてください。

ご夫婦で住所が異なる場合は、岡崎市に住民票を有するかたを申請者にしてください。

■詳細は市ホームページに掲載しております。

市ホームページでは申請に関するQ&Aを公開していますので、申請前にご参照ください。

■御不明点があれば、下部に記載の担当まで御連絡ください。



岡崎市ホームページ

